

## 米価の下落に歯どめをかけ、再生産できる米価の実現 及び、緊急的な米需給調整対策を求める意見書

国は、来年度以降からの戸別所得補償政策に先立つ「米戸別所得補償モデル事業」「水田利活用自給力向上事業」を4月からスタートさせたところです。

これらの政策への期待の声もありますが、農林水産省が発表した2008年産米の全算入生産費は1俵当たり1万6,497円にもかかわらず、戸別所得補償の補償水準は全国一律の1俵当たり1万3,703円であり、極めて不十分と言わざるを得ません。

米の需給と価格の安定に国が責任を持たないもとで所得補償が実施されることにより、補填を見越した大手流通資本などによる「価格破壊」や「買い叩き」が行われるとの懸念も広がっており、所得を補償するだけでは農家の経営を守ることができないことは明白で、価格を守る政策が基本に据えられることが求められています。

また、国は「米余り」を理由に、年々減反をふやしてきたところですが、それでも米価が下落している今、国産米を圧迫している外米の輸入は容認できないところです。

2009年産米を中心とした米流通は深刻な停滞を来しており、このまま推移すると、期末在庫の関係上、2011年産米作付数量を大幅に減らされなければならなくなることから、国が緊急に備蓄米の買い入れを行い、米のだぶつきを解消する以外に、これを解決することはできません。

この間に国は60キログラムあたり1万2,000円台という安値で備蓄米を買い入れていますが、これは市場価格の暴落を加速するものであり、買い入れに当たっては生産費を賄う適正な価格水準とすることが求められています。

米価の下落に歯どめをかけ、価格と需給を安定させることは、国が進める「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものであり、緊急対策が不可欠であることから、国に対して次の内容の実現について求めるものです。

### 記

- 1 ミニマムアクセス米の受け入れ時に国内の米の需給に影響を与えないとした公約を守り、最低限、主食用のSBS米（売買同時入札方式による米）や

需要のないミニマムアクセス米の輸入を制限すること。

- 2 米の価格保障と所得補償は再生産を保障する水準に充実させ、国が米の需給と価格に責任を持つこと。
- 3 2009年2月に集荷円滑化対策米とし買い入れた10万トンと、備蓄米のうち超古米となっている2005年産米などの19万トンを主食用以外に処理し、40万トン程度の備蓄米を適正な価格水準で買い入れること。
- 4 需給状況を改善するため、現下の過剰米を主食用市場から隔離することを柱とする、国による緊急的な需給調整対策を早期に決定し、市場へアナウンスすること。
- 5 棚上げ備蓄（主食用米の買い入れ及び非主食用処理）は現下の需給ギャップ数量を踏まえ、平成22年産米から前倒しし、早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月17日

名取市議会議長 渡邊 武

内閣総理大臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
農林水産大臣 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿